

議案第 21 号

佐倉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

佐倉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 8 月 29 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、佐倉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(佐倉市農業委員会の委員の定数)

第2条 佐倉市農業委員会の委員の定数は、15人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、15人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐倉市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数に関する条例及び佐倉市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 佐倉市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数に関する条例（昭和32年佐倉市条例第27号）は、廃止する。

(2) 佐倉市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年佐倉市条例第28号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会の項委員の目中「46,000円」を「45,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	40,000円	
-------------	----	---------	--

(経過措置)

- 4 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の場合においては、第2条の規定は適用せず、この条例による廃止前の佐倉市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数に関する条例及び佐倉市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1 農業委員会の項委員の目中「45,000円」とあるのは、「46,000円」とする。